

(案)

物 品 購 入 契 約 書

発注者 藤枝市立総合病院 藤枝市病院事業管理者 毛利 博（以下「甲」という。）と
受注者 ●●●●●とは藤枝市立総合病院の物品購入について次の条項に基づいて契約
を締結する。

第1条 購入する物品は次のとおりとする。

- (1) 物品名 保存用飲料水及び備蓄食料
- (2) 規格・性能・数量 別紙構成内訳書

第2条 購入代金は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 ¥ —
- (2) うち消費税及び地方消費税 ¥ —

第3条 物品の納入は次の条件による。

- (1) 納入場所 藤枝市駿河台4丁目1番11号 藤枝市立総合病院
- (2) 納入期限 平成29年3月24日（金）午後5時15分まで

第4条 乙は、第2条、第3条の定めにより甲の指定した場所に物品を納入した場合は
甲の検収を受けるものとする。

第5条 甲は、前条により検収の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し又は
不当であると認めたときは、乙に対して補正又は交換を請求することができる。

第6条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入する
ことができない場合は、甲に対し納期の延長を願い出ることができる。ただし、前条
により納期が遅れた場合は、そのために生じると想定される損害に対し甲は乙に対し、
賠償を求めることができる。

- 2 前項以外の理由により納入の見込みがないと認めたときは、甲は、契約を解除する
ことができる。そのために生じると想定される損害に対し、甲は乙に賠償を求めること
ができる。なお、本契約が解除された場合、すでに契約物件が製作段階であっても甲は、
その損害賠償の責任を負わない。

第7条 乙は、物品に欠陥のないことを保証し、検収後1年以内に物品の一部または全部に瑕疵が発見された場合は、当該物品を適正なものと交換しなければならない。

第8条 乙は、納入期限までに該当物品の新製品の発売が予想される場合は、すみやかに甲に報告し、その対応は双方協議のうえ決定する。

第9条 代金の支払いは、第4条の定めにより乙の納品が完了し、検収に合格した後、乙の請求により支払う。

- (1) 支払方法 銀行口座振込払
- (2) 支払時期 請求書受領後 30日以内

第10条 この契約条項に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定する。

以上の契約を証するため本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 月 日

住 所 藤枝市駿河台四丁目1番11号

甲 商号又は名称 藤枝市立総合病院

代表者氏名 藤枝市病院事業管理者 毛利 博

住 所

乙 商号又は名称

代表者氏名

構成内訳書

	品名・規格	数量	備考
1	ペットボトル入り飲料水（2リットル）	1,002本	167箱
2	非常用ソース付き乾燥パスタ	3,000食	150箱
3	以下余白		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			